

長寿医療制度（後期高齢者医療制度）の見直しに関する緊急要望

日頃は、当広域連合の事務運営に関し、格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、現在貴職における長寿医療制度（後期高齢者医療制度）の見直しの中で、保険料の軽減に関し、被保険者からの申請に基づき対応する方法について検討がなされている、との一部新聞報道がありました。

いうまでもなく、本制度は対象被保険者が高齢者であり、かつ単身生活者が多い状況にあることから、申請方式を採った場合、本来であれば軽減措置等の対象となる方でも、身体的理由等様々な事情により申請できないケースが多数発生することが危惧されます。

さらに、制度実施主体である広域連合及び市町村の事務負担が過大になることも想定されるところでもあります。

したがって、制度見直しによる軽減等の各措置につきましては、個々の被保険者からの申請によるのではなく、全て広域連合における職権により行うべきものと考えます。

対象となる全ての被保険者に対して、適時に正確な措置が行われるような制度見直しを進めていただきますよう強く要望いたします。

厚生労働省保険局長 様

平成20年6月3日

千葉県後期高齢者医療広域連合事務局長

